

# 令和5年度第1回印西市学校給食センター運営委員会次第

日 時：令和5年7月21日（金）

午前10時00分

場 所：中央学校給食センター2階会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 自己紹介

5 役員の選出

6 議 事

- (1) 学校給食センター運営委員会について
- (2) 学校給食の概要について
- (3) 令和4年度事業実施状況及び令和5年度事業実施予定について
- (4) 学校給食費について
- (5) 小学校ブロック別学校給食費の設定について
- (6) (仮称) 新高花学校給食センターの名称及び建設工事の進捗状況について
- (7) その他

7 そ の 他

8 閉 会

## (1) 学校給食センター運営委員会について

印西市学校給食センター運営委員会については、条例・規則で設置の趣旨や組織内容などが規定されています。

### 印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（運営委員会）

第6条 給食センターの適正な運営を図るため、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問機関として、印西市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は、10人以内とする。

（委員）

第7条 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

### 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（抜粋）

（学校給食費）

第8条 保護者並びに学校給食を受ける教職員及び市職員は、学校給食費を納入しなければならない。

2 学校給食費の額は、印西市教育委員会が条例第6条第1項に規定する印西市学校給食センター運営委員会に諮問をし、その答申に基づき、市長と協議をして決定するものとする。

（組織）

第16条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 公立小中学校長代表 2人以内
- (2) 公立小中学校保護者代表 4人以内
- (3) 知識経験を有する者 4人以内

（任期）

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第18条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 運営委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

（運営委員会の庶務）

第20条 運営委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

## (2) 学校給食の概要について

### 1. 目的・目標

学校給食は、学校給食法に基づき実施されるもので、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供するのみならず、食を通じて豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を養う学校教育の一環として取り組まれています。

また、学校給食の実施に当たっては、食育の視点を踏まえ次の7つの目標が掲げられています。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

### 2. 給食の提供

印西市では、共同調理場方式を採用し、3か所の給食センターで市内の全小中学校に年間190日給食を提供しています。

献立は、栄養士の資格を持つ職員が栄養バランスを考慮しつつ多様な食材を用いるよう工夫して作成し、お米をはじめ地元食材を積極的に使用してします。

また、週4日の米飯給食を実施し、残り1日は麺やパン食としています。

調理や配送は専門業者に委託しており、職員監督のもと衛生管理を徹底し、1日約11,000食を提供しています。

給食費については、食材費用分として月額で小学校4,620円、中学校5,140円を保護者に負担してもらっています。

### 3. 給食センター

#### ①中央学校給食センター（コスモスキッチン）

所在地 印西市鹿黒南一丁目5番地  
敷地面積 11,333.19 m<sup>2</sup>  
開設 平成29年8月  
調理能力 6,000食（3,000食×2）  
受配校 （第一調理場）  
小林小、木刈小、原山小、  
高花小、原小、滝野小  
（第二調理場）



木下小、大森小、船穂小、内野小、小倉台小、西の原小、小林北小

その他 アレルギー対応給食、給食レストラン実施

#### ②牧の原学校給食センター

所在地 印西市牧の原二丁目5番地  
敷地面積 6,000.01 m<sup>2</sup>  
開設 平成8年4月  
調理能力 3,000食  
受配校 印西中、船穂中、木刈中、  
小林中、原山中、西の原中、  
滝野中



#### ③印旛学校給食センター

所在地 印西市美瀬二丁目2番地  
敷地面積 4,272.17 m<sup>2</sup>  
開設 平成5年4月  
調理能力 2,000食  
受配校 六合小、平賀小、本埜小、  
いには野小、牧の原小、  
印旛中、本埜中



※児童生徒の増加に対応するため、旧高花学校給食センター跡地に3,000食規模の（仮称）新高花学校給食センターの建設工事を進めており、令和6年度の開設を目指しています。

## (3) 令和4年度事業実施状況及び令和5年度事業実施予定について

## ①令和4年度事業実施状況

実施期日	事業名	開催場所	主な内容
7月8日 (金)	第1回 運営委員会	中央学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・役員を選出</li> <li>・学校給食センター運営委員会について</li> <li>・学校給食の概要について</li> <li>・令和3年度事業実施状況及び令和4年度事業実施予定について</li> <li>・学校給食費について</li> <li>・食に関する指導等について</li> <li>・(仮称)新高花学校給食センター建設事業について</li> </ul>
10月7日 (金)	第2回 運営委員会	中央学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の学校給食費の在り方について 諮問事項「今後の学校給食費の在り方について」について事務局から説明を行い、委員から意見等を伺い、継続審議となった。</li> <li>・第3子以降の学校給食費無償化の状況について</li> </ul>
11月29日 (火)	第3回 運営委員会	中央学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の学校給食費の在り方について 諮問事項「今後の学校給食費の在り方について」を前回から引き続き審議を行い、これまでに示された意見を基に事務局で答申案を作成することとした。 また、今後の適正な給食費の算出方法と改定のタイミングについて審議を行い、方向性が示されたことから決定事項とした。</li> <li>・令和5年度における学校給食の対応について</li> </ul>
2月3日 (金)	第4回 運営委員会	中央学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の学校給食費の在り方について(答申案) 今後の学校給食費の在り方について(答申案)を事務局から説明し、委員から異議がないことから、これをもって答申とした。</li> </ul>

②令和5年度事業実施予定

実施期日	事業名	開催場所	主な内容
7月21日 (金)	第1回 運営委員会	中央学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・役員の選出</li> <li>・学校給食センター運営委員会について</li> <li>・学校給食の概要について</li> <li>・令和4年度事業実施状況及び令和5年度事業実施予定について</li> <li>・学校給食費について</li> <li>・小学校ブロック別学校給食費の設定について</li> <li>・(仮称)新高花学校給食センターの名称及び建設工事の進捗状況について</li> </ul>
10月中旬	第2回 運営委員会	中央学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度給食実施回数(案)について</li> <li>・物価高騰の推移</li> <li>・(仮称)新高花学校給食センター建設工事について</li> </ul>
1月下旬	第3回 運営委員会	中央学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰の推移</li> <li>・(仮称)新高花学校給食センター建設工事について</li> </ul>

令和5年2月3日

印西市教育委員会 様

印西市学校給食センター運営委員会

今後の学校給食費の在り方について（答申）

令和4年10月7日付け印西教給第193号で諮問のあったこのことについて、当運営委員会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

〔答申〕

長引くコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の高騰、円安の影響などで、日常生活に密接なエネルギーや食料品等の価格上昇が続いています。

コロナ禍以降の急激な物価高騰等に直面する保護者への負担軽減策については、現在、印西市物価高騰対策支援プロジェクトとして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、賄材料費の高騰分の負担措置を行っていることから、当運営委員会では、コロナ禍前(令和2年4月時点)の学校給食費の額について、様々な算定方法を用いて検証しました。

その結果、総務省が公表する食料の消費者物価指数及び県内自治体の学校給食費平均額の上昇率(7.9%)から算出した1食当たり小学校271円(月額4,680円)、中学校323円(月額5,580円)が妥当であるとの結論に至りました。本市の学校給食費をこの額に改定することにより、様々な食材を幅広く使用でき、必要な栄養価を満たした彩り豊かな献立の作成が可能になるものと考えます。

(附帯意見)

## 1 学校給食費の改定時期について

この答申に基づき、学校給食費を速やかに改定し、児童生徒の保護者に負担を求めるべきところですが、昨今の急激な物価高騰は市民生活全般に大きな影響を及ぼしており、その対応として、市では市民生活の支援に向けた様々な独自プロジェクトを展開しています。

このような状況を踏まえ、学校給食費においても保護者の経済的負担増加への配慮が必要な時期と考えており、学校給食費の改定については、市として適切な時期を見計らって実施することとし、安定した給食を提供し続けるために、当面の間は公費負担を含めて適切に対応いただきたい。

## 2 今後の学校給食費の改定方針について

今後の学校給食費の改定時期については、原則3年毎を基本とし、見直しに向けた検討を計画的かつ定期的に行うこととするが、急激な物価変動があった場合や、県内自治体の学校給食費平均額と著しく乖離する場合には、遅滞なく協議を行うなど、柔軟に対応いただきたい。

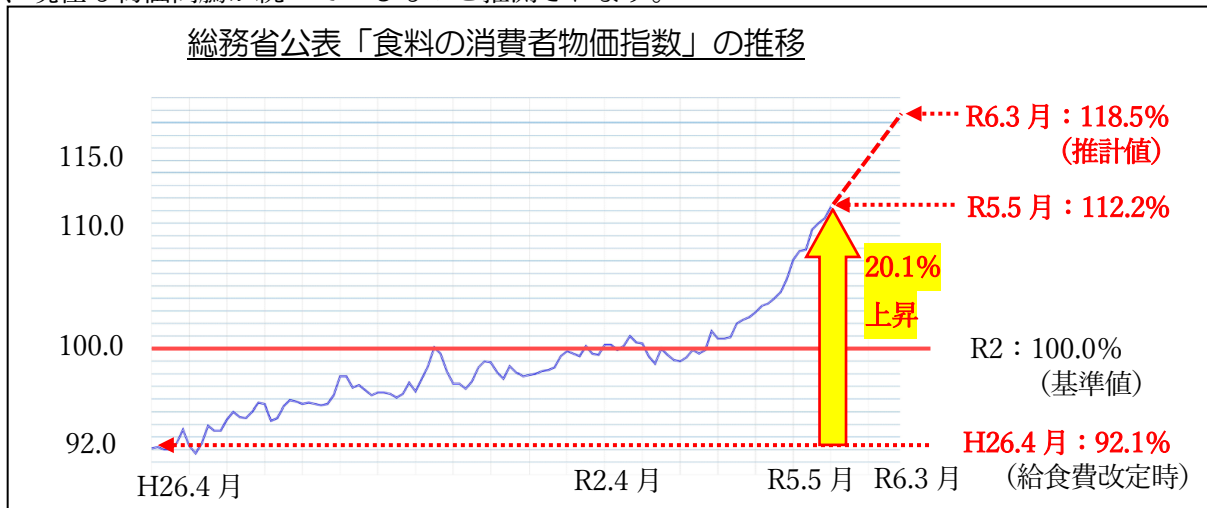
また、今後の学校給食費の改定額については、総務省が公表する食料の消費者物価指数や県内自治体の学校給食費平均額などの推移を踏まえながら、栄養バランスや量を保った美味しい給食を提供し続けるために必要な額を算出いただきたい。

## 学校給食の食材価格上昇分への公費負担の状況について（お知らせ）

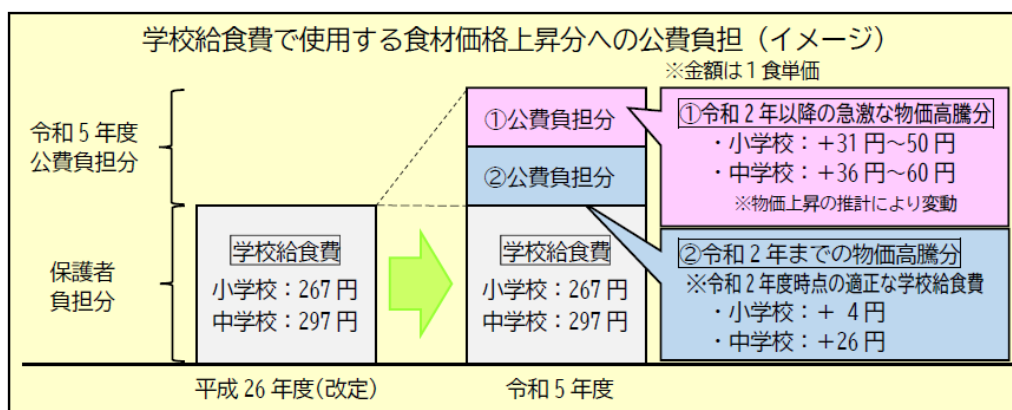
令和5年7月

印西市の学校給食費は、今年度4月にお知らせしたとおり、平成26年4月の消費税改定（5%から8%）に伴う見直しにより、現行の額（小学校：267円/食・4,620円/月、中学校：297円/食・5,140円/月）としておりますが、継続的な物価上昇、さらにはコロナ禍や円安などの影響による令和2年以降の急激な物価高騰分について、児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、**令和4年11月から引き続き食材価格上昇分への公費負担を実施しております。**

総務省が公表している「食料の消費者物価指数」の推移（下のグラフ）を見ますと、最後に学校給食費を改定した平成26年4月から令和5年5月までの間に、**当該指数は20.1%上昇**しており、現在も物価高騰が続いているものと推測されます。



以上のような物価上昇による影響に対し、下図のように食材価格上昇分を公費による負担を行い、保護者の皆様の負担軽減を継続しております。



### 今後の学校給食費の在り方について

学校給食に使用する食材の購入費用は、学校給食法の規定により、保護者の皆様にご負担をいただいております。今後も栄養バランスのとれた美味しい給食を提供し続けるためには、食材価格の変動に合わせた適正な学校給食費を定め、保護者の皆様にご負担をいただく必要がありますので、令和6年度以降の学校給食費の在り方については、引き続き検討を進めてまいります。



#### 【問い合わせ先】

印西市教育委員会学校給食課  
電話番号 33-3316



## 第3子以降の学校給食費無償化制度について（令和5年度）

市では、第3子以降の児童・生徒に係る学校給食費負担者（以下「保護者」）の子育てに要する費用の負担を軽減するため、印西市立小中学校に就学する第3子以降の学校給食費の無償化を実施しています。

無償化につきましては年度ごとの申請が必要となります。無償化の対象となる要件、申請方法につきましては、本案内をご確認ください。

**※4月からの無償化を受ける場合は、4月30日までに申請が必要です！**

### 無償化の対象となる要件

以下の(1)から(4)を全て満たしている保護者が対象となります。

- (1) 3人以上の子を扶養していて、その扶養している子のうち、年齢の高い順から数えて3人目以降の子が、印西市立小中学校で給食の提供を受けていること。
- (2) 扶養している子と生計を一にしていること。
- (3) 生活保護又は就学援助費支給制度等\*で学校給食費の支援を受けていないこと。

※特別支援就学奨励費を受けている場合でも申請可能です。本無償化制度により学校給食費の全額が補助され、その分の特別支援就学奨励費は支給されません。

※就学援助費支給制度に申請中の場合でも、無償化の申請ができます。ただし、就学援助費支給制度の認定を受けた場合、無償化については却下となります。

- (4) 学校給食費に滞納がないこと。

無償化の対象となる児童生徒の例（丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	大学生①	無就労無就学②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例3	大学生①	高校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例4	就労者	大学生①	中学生②	小学生③	小学生③
例5	無就労無就学①	就労者	中学生②	中学生③	中学生③

### 令和5年度当初補助決定状況（令和5年4月受付分）

- (1) 補助対象者：830人（児童653人・生徒177人）
- (2) 補助対象期間：令和5年4月から令和6年3月まで
- (3) 補助見込金額：42,978,988円\*

※今後の給食の提供状況により変動します。

## (5) 小学校ブロック別学校給食費の設定について

令和4年度会議の中で提案のあった印西市の小学校全額年一律としている学校給食費をブロック別（低中高学年別）とすることについて

### 1 各地の状況

○千葉県内の市町村

〈全学年一律〉

・近隣市町(白井市、成田市、八千代市、佐倉市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、酒々井町)

・その他多数

〈低(中)高学年で分けている〉

・習志野市、松戸市、船橋市、千葉市

○千葉県外の市町村（無償化実施の場合は対象外）

〈全学年一律〉

・各地方の主要都市（横浜市、名古屋市、福岡市、仙台市、川崎市\*等）

※川崎市は H30 年度の改定に合わせ「低中高」⇒「一律」に変更。変更理由は、市や学校の事務負担軽減。また、一律に中学年の額に設定しても6年間の給食費のトータルが同じになるため。

〈低(中)高学年で分けている〉

・東京都内の各市区町村

(問)なぜ低中高学年で区分しているか。

(解)江戸川区（低中高）：栄養摂取基準に合わせた提供量に見合った金額を設定

(解)東京都：H20年の都内学校給食状況調査でも低中高で各市区町村設定している。根拠は学年に応じた栄養摂取基準に合わせたものと思われる。

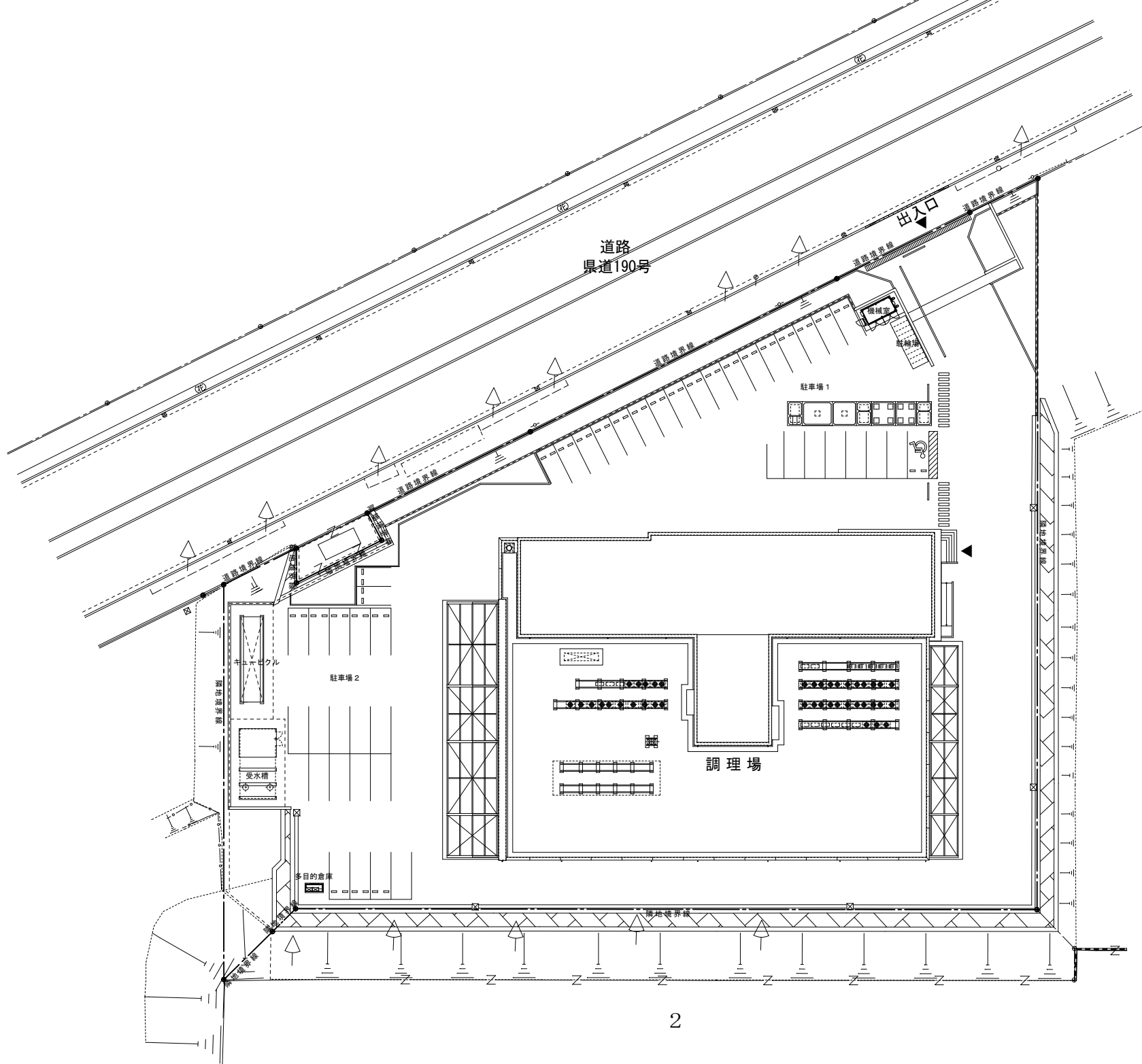
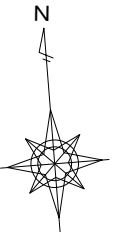
### 2. 学校給食課での検討

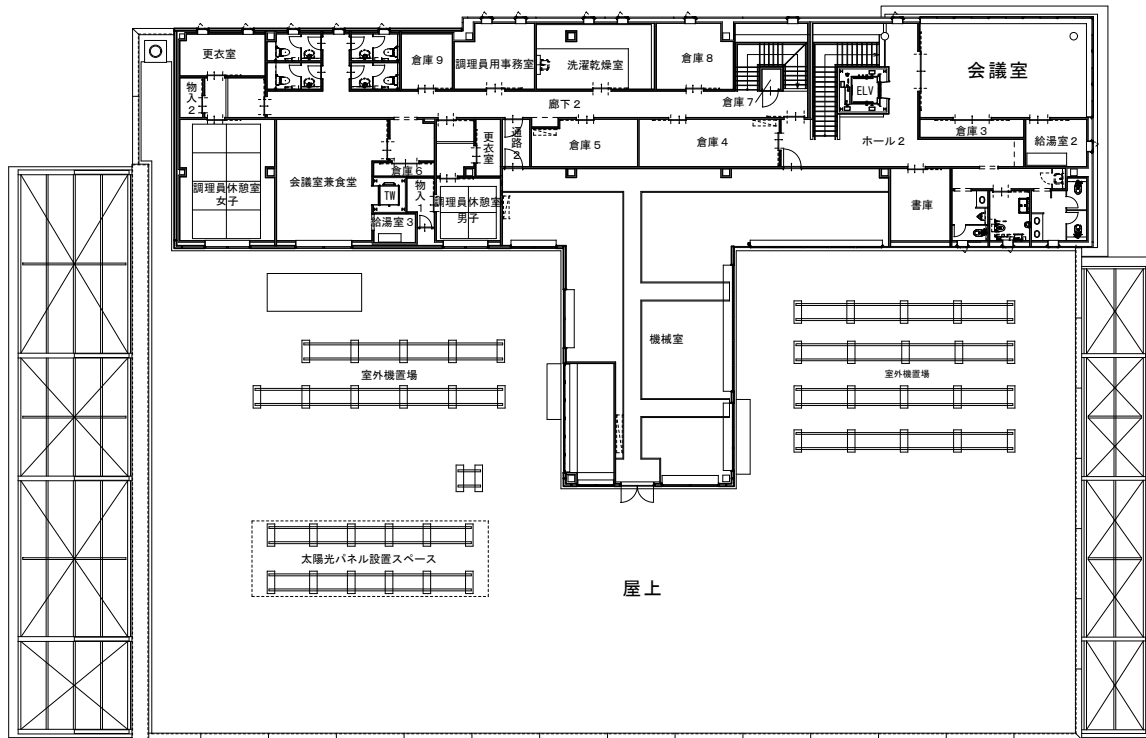
調査の範囲では、ブロック別を採用しているのは、東京都内市区町村及び東京都に近い千葉県内の一部の市のみであり、全国的には一律がほとんどだと見られる。

ブロック別に設定することで提供量に応じた保護者負担とすることが可能であるが、ブロック別とした場合も一律の場合も6年間のトータルでは同じ金額となること、保護者の理解のしやすさ、市や学校の事務負担を考慮し、現状では変更の必要性はないと考える。

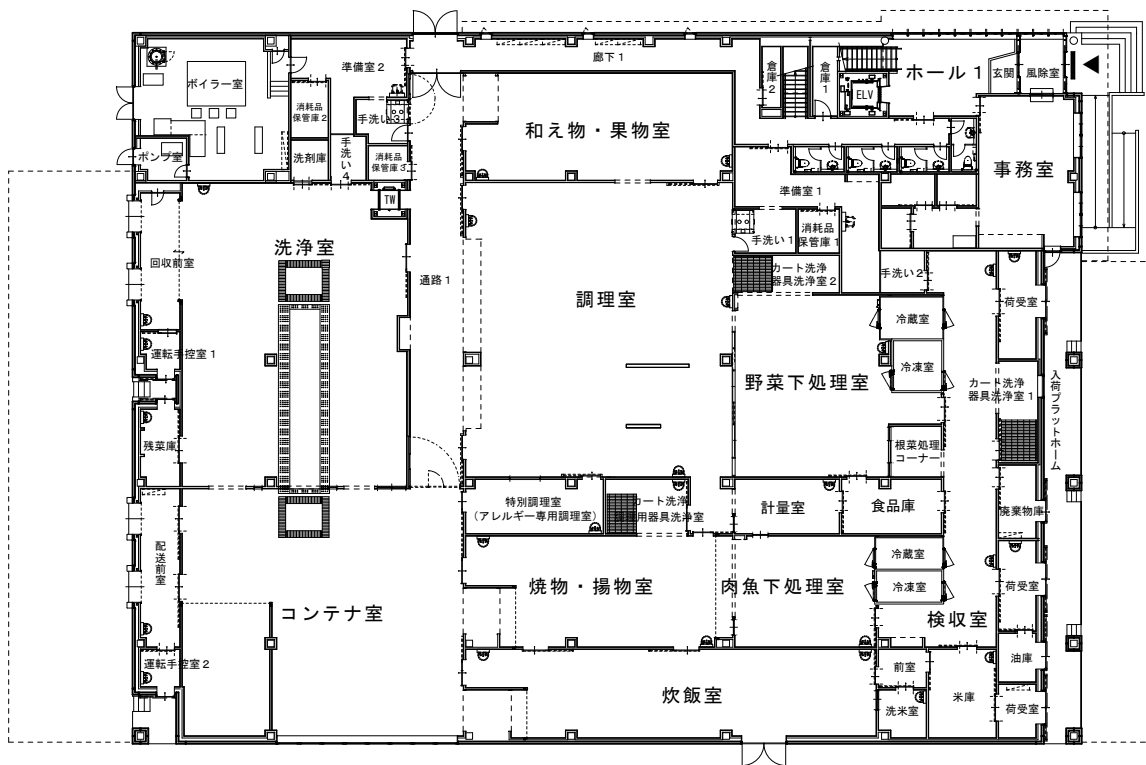
(仮称) 新高花学校給食センターの名称及び建設工事の進捗状況について

- 1 名称 印西市高花学校給食センター
- 2 場所 印西市高花一丁目1番地
- 3 工期 契約日の翌日から令和6年2月14日まで
- 4 工事概要
  - (1) 敷地面積 5,843.31 m<sup>2</sup>
  - (2) 建築面積 2,172.84 m<sup>2</sup>
  - (3) 延べ床面積 2,634.82 m<sup>2</sup>
  - (4) 構造規模 鉄骨造 地上2階建て 最高高さ9.60m
  - (5) 主要用途 工場
  - (6) 調理能力 3,000食





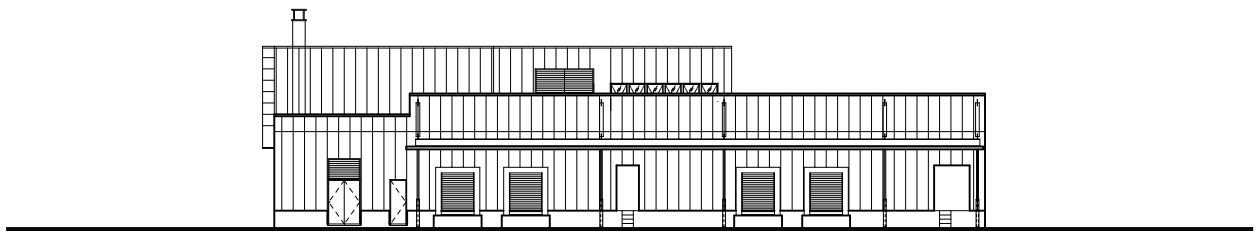
2 階 平 面 図



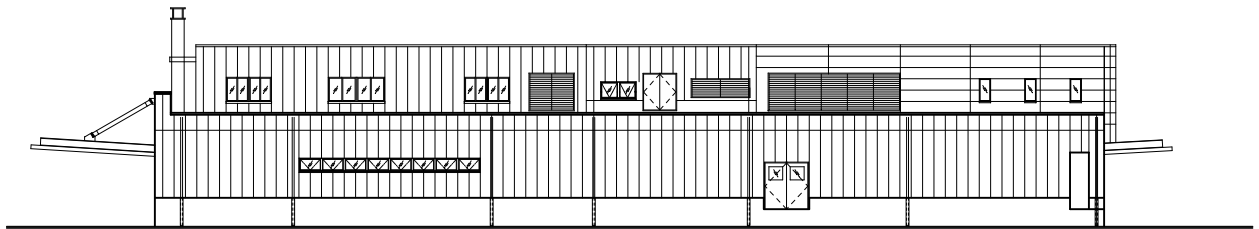
1 階 平 面 図



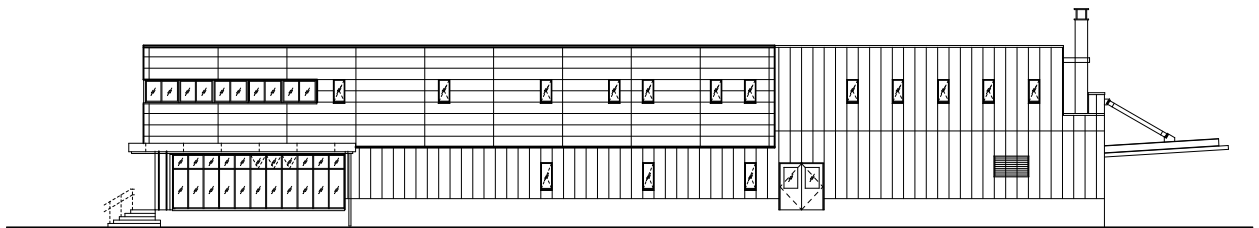
東側立面図



西側立面図



南側立面図



北側立面図